

11月は児童虐待防止月間



しよう。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を与えてその後の人生を左右するだけでなく、生命を奪うこともある、子どもへの最大の人権侵害です。虐待を受けると、年齢相応に成長できなかつたり、精神的外傷によって大人になつてから社会生活を送るうえで大きな負担となつたりすることがあります。

虐待を疑ったら通告を

児童虐待は、早期に発見し、適切に対応することが重要です。

▼児童虐待に関する通告・相談

相談窓口	日時
児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189(いちはやく)	毎日、24時間 ※土・日曜日、祝日、年末年始を含む
昭島市子ども家庭支援センター ☎543-9046	平日の午前9時～午後7時 (受け付けは午後6時30分まで) ※年末年始を除く
立川児童相談所 ☎042-523-1321	平日の午前9時～午後5時 ※年末年始を除く

虐待を疑ったら ☎189へ通告を!



- * 不自然な外傷(やけどや打撲など)がある
- * 衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い
- * 虚言、万引き、家出などの問題行動を繰り返す
- * 年齢にそぐわない性的な言動がみられる
- * 保護者が長期不在で、いつも子どもだけにいる
- * 登校させず、食事を与えていない
- * 大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっているようすである

児童虐待防止月間 標語

いちはやく
189 ちいさな命に
待ったなし

地域の子で子どもを守る

虐待の疑いがある場合には、左上の表の相談窓口(に連絡してください。通告しても、氏名などの情報が漏れたり、民事責任や刑事責任を問われたりすることはありません。

悩まず相談を

子ども家庭支援センターでは、18歳までのお子さんやその家族を対象に、育児や養育についての不安など、あらゆる相談に応じています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

幼い子どもは自分で助けを求めることができません。虐待をしている親も、苦しんでいても助けを求められずにいる場合があるのです、周りの気配りや見守りが大切です。近隣や学校など地域の力で児童虐待を防ぎま

子ども家庭支援センターでは、18歳までのお子さんやその家族を対象に、育児や養育についての不安など、あらゆる相談に応じています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

☆詳しくは、子ども家庭支援センター ☎5439046へ。

秋も節電しましょう

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。

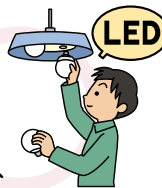
暖房時の室温は
20℃を目安にする

暖房は外出や寝る
20分前に電源を切り、
余熱で暖をとる

暖房器具の使用を
1日1時間減らす



照明を長時間
使わない時は、
主電源を切る



照明を
LED機器へ
交換する

※LED照明器具へ交換する場合(電球のみの交換を除く)は、補助の対象となります。詳しくは、環境課計画推進係へ問い合わせてください。

児童虐待防止講演会を開催

児童精神医学の現場で、長年患者と向き合ってきた医師から、児童虐待を防止するためにできることを学びます(入場無料/申込不要)。

◇日時 11月8日(金)の午後6時30分～8時30分

◇場所 あいぽつく

◇講師 笠原麻里さん(駒木野病院副院長)

◇定員 100人(先着順)

☆詳しくは、子ども家庭支援センター ☎543-9046へ。

